新型コロナウイルス感染症登園届（保護者記入）

こども園に入所する児童が新型コロナウイルス感染症にかかった場合、発症から５日を経過し、かつ、症状軽快から１日を経過するまで登園することはできません。つきましては、発症及び症状軽快の状況を確認するため、登園する際に本紙を保護者の方が記入しこども園に提出してください（医療機関が発行する治癒を証明する意見書等の提出は不要です）。

こども園名：　　清水こども園

児童氏名：

受診日（検査日）：　　年　　月　　日（　　）

受診医療機関：　　・　自己検査

こども園長　様

下記のとおり、発症後5日を経過し、かつ症状軽快　　月　　日（朝・夜）後1日を経過し、登所が可能となりましたので届け出いたします。

年　　月　　日

保護者氏名

記

１　登園停止中の体温及び症状の「有・無」を記入してください。（平熱：____.__℃）

	発症日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃
夜の体温	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃	__.__℃
症状	**無・有**	**無・有**	**無・有**	**無・有**	**無・有**	**無・有**	**無・有**	**無・有**	**無・有**

２ 症状が「有」の場合、該当する症状すべてに〇をご記入ください。

症状	咳・鼻水・のどの痛み・頭痛・嘔吐・下痢・体のだるさ・その他（　　）

＊無症状で陽性の場合は、検体採取日が発症日０日となる。ただし、その後症状が出現した場合は、症状出現日が発症日となる。

【新型コロナウイルス感染症の登所規準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでです。

例	発症日 ０日	発症後 １日	発症後 ２日	発症後 ３日	発症後 ４日	発症後 ５日	発症後 ６日	発症後 ７日
発症後4日で 症状軽快の場合	発症				症状 軽快	→	登所 可能	

※症状軽快とは、解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。